

序論 フィランソロピー研究の現代的意義と 用語の整理

岡村, 東洋光 / Okamura, Toyomitsu

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

626

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

10

(発行年 / Year)

2010-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007465>

序論 フィランソロピー研究の 現代的意義と用語の整理

岡村 東洋光

はじめに

- 1 なぜフィランソロピーか
- 2 フィランソロピーという用語について
- 3 NPO (+NGO)
- 4 ボランティア団体
- 5 第三セクター
- 6 社会的企業 (Social Enterprise, Social Entrepreneurship)
- 7 メセナ (mécénat)

むすび

はじめに

本特集では、フィランソロピー研究会⁽¹⁾の成果を、2回にわたり研究動向の整理と文献紹介という形で発表させていただく。対象として取り上げるのは、フィランソロピーが体制的に展開されたイギリス(金澤周作)をはじめとして、アメリカ(須田木綿子)、ドイツ(中野智世)、スウェーデン(石原俊時)、ロシア(高橋一彦)、インド(井上貴子)、中国(帆刈浩之)、日本(大杉由香)である。それぞれの紹介は、対象とする時代に多少の違いはあるが、およそ19世紀以降の歴史と現状である。加えて、読者の理解を助けるべく、本号では、フィランソロピーを研究対象として取り上げる意義、ならびにフィランソロピーに類する用語との異同についての序論(岡村東洋光)を、次号では、上の8本の研究動向について若干の整理と解説(高田実)を加えている。さらに、研究会で招聘した外国人の講演(クラウス・ウェーバー)の翻訳を付けさせていただいた。

1 なぜフィランソロピーか

まずは、なぜ、フィランソロピーを取り上げるのか、若干の説明をしておきたい。リーマン・

(1) <http://www.ip.kyusan-u.ac.jp/J/okamura.t/fhtml>参照。なお、本稿ではフィランソロピーではなく、フィランソロピーを使用した。その理由は、「ソ」よりも「ス」の方が原語の発音に近いと考えるからである。

ショック以降の資本主義的市場経済の破綻は、グローバリゼーションの進行のゆえに、世界的な経済恐慌という事態を引き起こした。福祉国家の行き詰まりを打開すべく登場したグローバリゼーションであったが、今次の経済破綻でもって、市場経済至上主義は政策的に終焉した。

実際、この事態に対する各国政府の対応は、さしあたり銀行や企業の直接的な救済という形で「国家」資本主義をもたらした。だが、「国家」資本主義は、一時しのぎにすぎないと考えるのが、多くの論者の共通認識であろう。今、問われているのは、この先にどんな社会を構想するのかである。オバマや民主党政権が、「国民への手厚い福祉」をもたらすかどうか、ますます不透明な状況にある。

その場合、政府主導か、あるいは市場の自律性の回復か、という二者択一的発想はもはやありえない。政府主導による「健全な」市場経済の再建を、というのが大方の考えであろう。しかし、そもそも、政府と市場の二元論的な思考枠組でよいのか。この二元論的な思考枠組においては、生活の場としての社会は視界の外に置かれている。だから、福祉社会を構想するわれわれの視座からすれば、この二元論的な思考枠組を越えなければならない。

また、われわれは、福祉社会を、「福祉の複合体」⁽²⁾の視座から捉え直すべきと考える。歴史を振り返っても、福祉の実行主体は、国家のみならず、企業、地域社会、家族など多元的であった。その中に、フィランソロピーも存在して来た。わが国では、なじみが薄いですが、イギリスでは、フィランソロピー（あるいはチャリティ）は長い歴史を持っている。こうした事実を踏まえ、われわれは、福祉の複合体の視座から福祉社会を構想する際に、フィランソロピーをその多様なエージェンシーの一つとして考察することにした。その際、われわれの一部が関わった、イギリスにおけるフィランソロピーの歴史研究⁽³⁾を参考にしたことは言うまでもない。

また、われわれの研究にとって、次のような業績が参考になった。すなわち、英国については金澤周作『チャリティとイギリス近代』（2008）、ドイツについては川越修・辻英史編『社会国家を生きる』（2008）、フランスについては田中拓道『貧困と共和国』（2006）である。金澤（2008）が言うように、英国を事例としてみれば、近代社会は民間主導で形成されてきたのであり、その中心には「民間非営利の弱者救済行為」であるフィランソロピーが存在した。進歩と競争が生み出す社会問題に対し、フィランソロピーは「物理的にも理念的・イデオロギー的にも不可欠の安定材料」として社会の中に制度化され、一種のセーフティネットとして機能してきたのである。

だが、従来の研究では、縦割りの社会政策・保障の個別領域研究への補足として取り上げられることがほとんどであった。われわれの研究会は欧米・アジアで展開されたフィランソロピーを、国際的な連関の視座で歴史的に、また、社会の制度として存在してきたことを検証しようと試みている。フィランソロピーの意義が認知されつつある今日、特集として取り上げる意義は大きいと考える。しかし、例えば、フィランソロピーという概念自体が各国においてどのように使われ、あるい

(2) 高田実『『福祉の複合体』史の語るもの—〈包摂・排除〉と〈安定・拘束〉—』『九州国際大学経営経済論集』第13巻第1・2合併号、2006年を参照。

(3) 『英国におけるフィランソロピーの思想と運動の実証的研究——19～20世紀を中心に』（科学研究費補助金 基盤研究 (B) 研究成果報告書、研究代表者 岡村東洋光)。

は使われず、他の用語で語られてきたのかといった初歩的な問題が残されたままである。本特集では、少しでもその未開拓の部分埋めるべく取り組んだつもりである。われわれの研究会は最終的には、近代社会におけるフィランソロピーの役割の比較史的検討を意図しているが、本特集はその出発点として、フィランソロピーに関する研究動向を、国際的な連関の視点から整理することを直接的な課題としている。

2 フィランソロピーという用語について

今日では、企業の社会的責任が問われ、また、社会的企業や社会的責任投資という用語が福祉や環境問題と関連して取り上げられるようになってきた。他方、現代のフィランソロピストとしては、アメリカのロックフェラー家、カーネギー家、ビル・ゲイツなどのような大富豪が知られている。日本では、欧米と比べフィランソロピーの意識は低く、個人の支援よりも、企業の社会的責任（企業自体の貢献、社員による貢献、および企業が一般市民の貢献の媒介になる活動）を指して、フィランソロピーが使用されることで言葉が広まった。欧米諸国では、美術・音楽・宗教・人道主義活動や、教育活動（地域の学校から大学まで）に財源を供給（しかも主たる財源である）し、人々の生活の質的向上に貢献する活動もよく知られている。こうした活動は、長い歴史を持ち、社会の中にしっかり組み込まれてきたのであり、わが国においても、（地域）社会の再建には、不可欠な要素であると考えられる。

しかし、フィランソロピーという用語の意味を確定しようとする、数多くの類似の言葉が使われている。そこで、用語の整理から始めよう。OED (*The Oxford English Dictionary*) における定義をみると、そこでは、フィランソロピーには二つの意味があるとされ、ひとつは人類愛 (a love of humankind)、そしてもう一つは、実際の善行、特に大規模なチャリティ (practical benevolence, esp. charity on a large scale) が挙げられている⁽⁴⁾。後者の意味では、たとえば、英国で19世紀末から次々と創設された、労働者向けの住宅トラストが挙げられる⁽⁵⁾。

語源的には、古代ギリシャ語に由来するもので、「*philos* 愛する」と「*ánthrōpos* 人間」の合成で、「人類愛」「博愛」の意味が込められていて、広く人類全般に対する愛にもとづいて、よいものを広めたり、生活の質を高めたりすることを目的とした、利他的・奉仕的な活動全般を指す。あるいは、慈善的な目的を援助するために、時間、労力、金銭、物品などをささげる行為を意味する。特徴的なことは、キリスト教的な色彩を持たない用語であり、人道的、博愛的行為を指す。日本語で「慈善活動」「博愛」「人類愛」などと称されてきた。

他方、イギリスでよく使われるチャリティ (charity) は、キリスト教と関連するラテン語のカリタス (caritas: 神の愛、神への愛) から派生した語として、OEDでは以下のような多様な定義がなされている。第一に、キリスト教の愛 (Christian love)。次に、キリスト教とは無関係の愛、善意、愛情、自然の愛情。第三には、他者の明らかな欠点や短所を、さじ加減して、彼らの性格、目的、

(4) *The Oxford English Dictionary*を参照。

(5) 1862年創設のピーボディー財団を嚆矢として、E. C. ギネス、S. ルイス、W. サットンらが続いた。

命運について、希望的に、寛大に判断する気質。気前の良さ。第四には、隣人、特に貧者への善意。これを表わす実際の善行。第五に、チャリティで与えられる物。施し物。第六は、特に貧者や無力者といった他者の助けになる遺贈、基金、機関等を意味する、等等⁽⁶⁾。

イギリスの歴史においては、1853年の公益信託法によりチャリティ委員会が設立され、イングランドおよびウェールズにあるすべてのチャリティを、独立した行政機関として監督するようになった結果、一定の範囲のすべてのチャリティは本委員会に申請登録する義務が生まれた。この委員会は、準司法的なものを含む、強力な一元的規制監督権限を持つ一方で、チャリティが本来のニーズを果たすために必要な支援や助言を行う重要な機能と責務も併せ有している。この結果、チャリティは特定の公益の行使のために制度化された活動や機関を指すようになった⁽⁷⁾。

こうして、チャリティ委員会に認証された組織・活動が「チャリティ」となった⁽⁸⁾。この概念においては、宗教的なものと世俗的なものとの区別はなく、あるのはチャリティ委員会に認証されたか、そうでないかの区別であった。認証されないものはチャリティではなく、広い意味でのボランティア活動になる⁽⁹⁾。

金澤（2008）は、イギリスにおけるチャリティ委員会の成立以前からの歴史的事実を踏まえて、チャリティないしフィランソロピーを、「民間非営利の弱者救済行為」と定義した。本特集では、この規定を尊重しつつ、「自発的」という言葉を加え、「民間非営利の自発的な弱者救済行為」（行為の主体は個人・企業家・組織を問わない）として定義し、考察を行っている⁽¹⁰⁾。

他方、われわれがイギリスを離れ、取り上げた各国の事情を一目みれば、イギリスを基準にした概念の適用は、簡単にはいかないこともまた、明らかになった。そこで、次に、多様な用語との異同を説明しておこう。

(6) 近藤和彦「チャリティは慈善か—公益団体のイギリス史」『年報都市史研究』15, 2007年。

(7) 但し、チャリティの定義は判例に委ねられてきた。1601年の公益ユース法、1891年のペムセル事件に関するマクナートン卿の分類。つまり、(1) 貧困者、身障者、高齢者の救済、(2) 教育、(3) 宗教、(4) その他の地域社会の利益に係るもの、が有名である。

(8) オックスフォードやケンブリッジ大学のように、認証の対象外の団体もあった。歴史的には1601年に制定されたチャリティ法に規定された団体を指す。政治的組織や構成員の利益のための団体はチャリティとはみなされない。斉藤満智子（前ロンドン事務所所長補佐）。

(9) 2006年には公益概念の見直しがあり、400年ぶりにチャリティの定義が成文化された。Charities Act 2006でチャリティとは、「イングランドとウェールズにおいて、専ら公益を目的として設立された団体」であり、①設立目的における公益性（Charitable Purposes）、および②受益者の範囲における公益性（Public Benefit）に適用ものでなければならない」とされた。宮川守久「英国・新チャリティ法が成立」財団法人公益法人協会、15 Jan. 2007。

(10) したがって、「民間」「非営利」「自発性」はあるが、「組織」「自立性」といったNPOに本質的な要素を欠いている、という批判があり得る。（財）自治体国際化協会CLAIR「特集4：英国におけるボランティアセクター」2002. 5。英国には約50万のボランティア団体があるとされる。そのうち約半分の25万団体がチャリティー団体に属し、そのうち約17万4000団体がチャリティー委員会に登録している。

3 NPO (+NGO)

まずは、NPO (+NGO nongovernmental organization) であるが、これに関しては1990年から行われたジョンズ・ホプキンス大学国際比較研究プロジェクトの調査が良く知られており、国際比較を可能とするためにNPO (Nonprofit Organization) を次の要件を満たすものと定義した。

- (1) 正式の組織 (Formal organizations) であること。
- (2) 非政府組織 (Private, i.e., institutionally separate from government) であること。
- (3) 利益を配分しない (Non-profit-distribution / non-commercial) こと。
- (4) 自己統治 (Self-governing)。
- (5) 自発的 (Voluntary) であること。

さらに、1994年までの研究プロジェクトでは、以下の二項目が加えられていた。

- (6) 非宗教組織 (Nonreligious) であること。
- (7) 非政党団体 (Nonpolitical) であること。

後に (6) (7) を外し、(1) ~ (5) の狭義と、協同組合と相互団体を加えた広義の定義との2本立てで調査が行われた⁽¹¹⁾。このジョンズ・ホプキンス大学を中心になされたNPO研究・調査の結果は、各国の状況によりNPOは多様で一様に定義することは今もって難しいことを示している。

これを参考にした日本の内閣府NPOのホームページにある定義は、「NPOとは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法⁽¹²⁾ (1998年施行)に基づき法人格を取得した法人です。法人格の有無を問わず、様々な分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など) で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。」となっている。

類似の概念で、民間非営利セクターというのがある。非営利活動で、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的としているものを指す。これには、任意団体、NPO法人、公益法人が含まれる⁽¹³⁾。

(11) 山内直人編『NPOデータブック』有斐閣, 1999. 5. NGOは非政府組織を意味し、国境を越えた国際的な場面で活動するものに充てられる。NPO研究フォーラム (1998)『NPOが拓く新世紀』pp.11-31. Lester M.Salamon, and Helmut K. Anheier, The emerging nonprofit sector, The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, 1996. pp. xvii - xviii.

(12) 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動を初めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。我が国での認証数 (2010/5/31現在) 40,112件。参照; <http://www.npo-homepage.go.jp/about/npo.html>, および <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO007.html>

(13) 山岡義典「民間非営利セクターの全体像をどうとらえるか」<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/555/555-01.pdf>

このような活動は、フィランソロピーとかなり重なるが、「弱者救済」に焦点を合わせるフィランソロピーの定義よりも、NPO（NGO）や民間非営利セクターはより広い概念である。元来、フィランソロピーは、持てる者が持たない者に対して行う行為という意味合いが強いのに対し、特定非営利活動では、これに限らず対等の関係にある人々による協同的な活動や、政府による資金提供にかなり依存する公益法人も含まれる⁽¹⁴⁾。

4 ボランティア団体

ボランティア団体とは、民間の非営利団体を指し、(1) 非営利性である、(2) 非政府組織である、(3) ボランティアが存在する、(4) 団体独自の規則を持つ、(5) 利益配当がない、などの要素を有するものと定義できる。この定義はチャリティ団体・活動よりも広く、日本のNPO法で規定される「特定非営利活動法人」もこれに含まれる。

NPOとボランティア団体の違いは、後者が「ボランティアの存在を強調する」点にある。また、現代の英国におけるチャリティとボランティア団体との違いは、前者がチャリティ法に基づいて認証された団体のみを指すが、ボランティア団体はそれをはみ出したものも含む。英国には約50万のボランティア団体があるとされる。そのうち約半分の25万団体がチャリティ団体に属し、そのうち約17万4000団体がチャリティ委員会⁽¹⁵⁾に登録している。

英国でボランティア団体が注目されるようになった背景には、1997年に政権に就いた新労働党政権が「パートナーシップ」という標語の下、福祉政策など行政がサービスを提供してきた分野に、ボランティアセクターを含む、民間セクターを取り込む試みを行ってきたという経緯がある⁽¹⁶⁾。

こうしてボランティア団体は、「ボランティアの存在を強調する」民間の非営利団体で、非常に広い概念である。ボランティアを含むという意味では、フィランソロピーやNPOとも重なるが、「弱者救済行為」に限定するフィランソロピーは、これよりも狭い概念になる。

5 第三セクター

第三セクターの、「第三」の意味は、国と地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味である。国際的には、第三セクター（サードセクター）とは、NPO、市民団体その他の民間の非営利団体を示し、また、英

(14) この点については、本号の須田木綿子「アメリカ」を参照。

(15) チャリティ委員会（charity commission）は、チャリティの設立認可、登録、監視などを行う。現在は100%政府出資の団体。大学や博物館など登録免除、ないし不要とされるものがある（「Next Steps」市民フォーラム21、p.6）。永井伸美「イギリス [2006年チャリティ法] にみる非営利組織の新展開」『同志社法学』59-4、2007、11、pp. 41-84。

(16) 前ロンドン事務所所長補佐 齊藤満智子「英国におけるボランティアセクター」
http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/151_4/INDEX.HTM

語圏（特にイギリス）では、NPOや慈善団体など、公共サービスを提供する民間団体を指す⁽¹⁷⁾。アメリカで第三セクターという表現が使われたのは、多分に、「政府の失敗」、「市場の失敗」を意識したものであった。わが国の場合には、これとは異なり、特に、「国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する企業」という意味合いで使われる場合がある。

類似の概念には、「社会的経済Social Economy」というのがある。これは、市場経済に基礎をおく混合経済体制の中で、私的セクターにも公共セクターにも属さない第三の領域「社会的経済セクター」の役割が近年、重要性を増しているという認識の下、フランスで提起された概念である。第三セクターと非常に近いが、社会的経済の方は、非営利・協同経済とほぼ同義とされるように、民間の自発的な活動で、横のつながりを重視する概念である。1970年代より、フランスで再生した理念であり、運動である。歴史的な概念としては、19世紀に政治経済と対立した社会的経済に端を発する。

社会的経済セクターは、イギリスの「第三の道」、フランスの「連帯経済」、イタリアの「社会的協同組合」、最近のヨーロッパの「社会的企業」などの動きにつながるものである。社会的経済セクターの担い手としては非営利・協同組織としての協同組合、共済組合、NPO、財団といった形式があげられるが、いずれも経済活動・事業活動を行う組織として、また市場や準市場で活動する性格として位置づけられる⁽¹⁸⁾。

6 社会的企業 (Social Enterprise, Social Entrepreneurship)

これは、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体を指す。ソーシャル・ビジネスとも呼ぶ。こうした事業を創始した実業家などを社会企業家（社会変革の担い手として、社会の課題を事業により解決する人。社会問題を認識し、社会変革を起こすために、ベンチャー企業を創造、組織化、経営するために、起業という手法を採る。）と呼ぶ。こうした活動を行う企業家には、フィランソロピストも多い。

1980年代以降、公的な補助金が減ったのをうけて、米英のNPOが深刻な資金不足に陥り、従来のような内部補助的な収益事業ではなく、事業体のコア・ミッションそのものを収益事業とする事業モデルが有効な選択肢の一つとして浮上した。営利企業形態、NPO形態、それらのミックス等様々な企業形態がある。

イギリスでは、事業体の所有や管理の形態も共同体を基礎にしたものが多く、それらを社会的企業とみなす傾向が強い。こうした事情から、協同組合、ソーシャル・ファーム、従業員所有会社、クレジット・ユニオン、開発トラスト、コミュニティ・ビジネスなども社会的企業として認知され

(17) 日本では少し違う；日本においては、国または地方公共団体が、民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多い。半官半民の中間的な形態が、第三の方式という意味である。当初は、日本国有鉄道およびJR各社の赤字ローカル路線を引き受ける事業主体としての第三セクター鉄道で有名になった。民間活力の活用という観点から地域振興などを目的とした第三セクター会社が設立され、1980年代後半以降は各地に広がった。

(18) アンドレ・ヌリス 試訳：主任研究員 石塚秀雄試訳『社会的経済』1983年。なお、第4セクターとして、インフォーマル・セクターがあり、家族と友人との間で行われる交換を意味する。

ている。

社会的課題の解決を目的とする事業体という点では、社会的企業はボランティア活動やチャリティ活動と類似しているが、後者が無償の奉仕や喜捨を基本としているのに対し、前者は有料のサービス提供活動による社会的課題の解決を目指す点が異なる。端的に言うと、社会的企業はチャリティ組織ではない。

また、一般的な株式会社と社会的企業の範疇に含まれる株式会社の違いとして、前者が常に利潤最大化行動を採るのに対して、後者は、社会問題の解決をミッションとして持っている為、利潤の最大化ではなくミッションの達成を最優先するという違いがある。

さらには、福祉政策との違いであるが、社会的企業が追求するミッションは、政府や自治体が行う福祉政策とも重なり合う部分が多い。しかし福祉政策は住民全体に対する公平性を確保する為、サービスの内容は最大公約数的なものとなり、細かいニーズへの対応が難しいという弱点を持っている。また実施される福祉政策そのものも、多くの有権者が望むものが優先されがちである。社会的企業は逆に、従来の福祉からも従来の営利企業のサービス対象からもこぼれ落ちた分野に特化した事業展開を行うことで、事業を成立させる事が多い。

社会的企業の役割として、社会的課題を解決しようとする新しいビジネスモデルを持つ。例えば、ロンドンで開発された「ビッグ・イシュー」のビジネスモデルは、他地域や他国に移植され、ホームレスの社会的排除を解決する一手段として利用されている。社会変革の役割も持つ。

関連して、最近では、社会的責任投資SRI (Socially responsible investment) というものも現れてきた。これは株主としての立場・権利を行使して、経営陣に対し、CSRに配慮した経営を求めていく投資のことを言う。CSR (Corporate Social Responsibility) とは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー (利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体) からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。代表的な例としては、キリスト教やイスラム教などの宗教団体が投資を行う際に、各宗教の教義にそぐわない企業を投資先から排除したものが挙げられる。社会的責任の評価基準の例としては、法令順守、労働等組織内の問題だけでなく、環境、雇用、健康・安全、教育、福祉、人権、地域等さまざまな社会的問題への対応や積極的活動が挙げられる。

また、同様に、コミュニティ利益会社 (Community Interest Company) というものも脚光を浴びてきている。これは、コミュニティの利益に資する活動を行う会社組織を指す。チャリティではなく、社会的企業であるが、その中でも地域コミュニティの利益になるために活動するものである。

イギリスでは、2004年会社法第2部に「Community Interest Company」の規定を設けた。翌、2005年6月には「CIC規則」が制定され、社会的企業の設立を望む人々のための新たな形態の会社の制度化に至った⁽¹⁹⁾。

(19) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成21年度地域経済産業活性化対策調査 (ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業) 報告書」H22. 2。中川雄一郎「コミュニティ利益会社 (CIC) と社会的企業」『協同の発見』2005. 6, No. 155. 参照。

7 メセナ (mécénat)

最後に、メセナである。企業が主として資金を提供して文化、芸術活動を支援する活動は、しばしば「メセナ (mécénat 仏語で文化の擁護を意味する)」と呼ばれる。ただし、事業主催などのような、資金以外の経営資源 (人材・施設等) による支援も少なくない。

欧米では1960年代から始まった。1967年に設立されたアメリカの企業芸術擁護委員会 (BCA)、1976年に設立されたイギリスの芸術助成協議会 (ABSA)、1979年に設立されたフランスの商工業メセナ推進協議会 (ADMICAL) などの団体が活動している。日本では、1990年に企業メセナ協議会が発足した際、「即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」という意味で「メセナ」という言葉を導入し、一般に知られるようになった。その後、マスコミなどを通じてこの言葉が広まっていく過程で、教育や環境、福祉なども含めた「企業の行う社会貢献活動」という、広義の解釈でも使用されるようになってきている。

上記協議会の調査によると、芸術と他の分野を組み合わせた「複合型メセナ」も多くみられ、内訳の数値は、「まちづくり・地域活性化」(52.4%)、「青少年教育」(49.5%)「国際交流・多文化共生」(33.0%)となっている。また、2007年度の調査結果 (2006年度の活動実績) では、メセナ活動の目的として、「社会貢献の一環として」(92.2%)と回答した企業が最多。次いで、「地域社会の芸術文化振興のため」(66.9%)、「芸術文化全般の振興のため」(53.5%)、「長期的にみて自社のイメージ向上につながるため」(52.0%)、がいずれも過半数となっている⁽²⁰⁾。われわれのフィランソロピーの定義は、「民間非営利の自発的な弱者救済行為」なので、メセナは概ねこれには当てはまらないが、「民間非営利の自発的な公益活動」ではある。

むすび

以上、「NPO (NGO)」「非営利活動」「第三セクター」「社会的経済」「ボランティア・セクター」「コミュニティ・セクター」「非営利セクター」「市民社会」「メセナ」等等、ここで取り上げた多くの概念は、総じて「民間非営利の自発的な公益活動」を指し、それらは相互に重なり合う部分が多い。組織の呼称が異なるのは、それらの組織を創設した目的や動かす人々の問題関心が異なるからである。その組織の目的には、現状維持を前提として、問題点を解決するというだけではなく、

⁽²⁰⁾ 企業メセナ協議会のホームページhttp://www.mecenas.or.jp/about_mecenas.htmlを参照。次のような活動が挙げられている。企業の芸術文化支援についての、

1. 啓発・普及：セミナー等の開催 | 各種メセナ・プログラムの開発 ほか
2. 調査・研究：実態調査の実施 | 芸術・文化に関するテーマ別研究 ほか
3. 情報集配：データベース「メセナビ」の公開 | 機関誌、書籍の発行 ほか
4. 顕彰：優れたメセナ活動を顕彰する「メセナ アワード」の実施
5. 国際交流：世界各国のメセナ組織との交流
6. 助成：芸術活動への寄付を促す「助成認定制度」の運営

社会の在り方自体を変えようとする問題関心を有するものも多々ある。その目的や活動が「弱者救済行為」を含むならば、フィランソロピーと重なることになる。

ところで、これらの活動が注目された契機としては、福祉国家が行き詰まった1970年代以降、公共セクターの活動ではうまく解決できない問題に対し、機動的に、かつ、安上がりに活動・対処するものとして位置づけられた。つまり、財政負担の回避策の一つとして、小さな政府を目指す思潮のなかで注目され、取り上げられた。

もう一つは、1990年代以降、社会主義の崩壊に伴う民営化とグローバリズムの展開の中で、市場ベースでは採算の取れない領域、企業が参入しない領域に関して、「民間非営利の自発的な公益活動」が注目されてきた。その際、多少なりとも英米の社会事情に詳しい人々の間には、政府にとって財政負担の少ない、安上がりの福祉（や救済）を実現する手段・手法として「民間非営利の自発的な公益活動」の活用を推奨するという思潮が見られた。

さらには、環境問題に関連して、企業の私的利益の追求は社会の利益や環境にやさしくあるべきという制約条件が考慮されるようになったので、その観点から社会的企業の類が増えてきている。社会の利益という概念の中に、「弱者救済行為」を含むならば、社会的企業の活動も、フィランソロピーと重なる部分が出てくる。

われわれの立場は、一つは、金澤（2008）等が指摘しているように、フィランソロピーは元々近代イギリス社会の存続にとって、欠かすことのできない装置であり、（イギリス）近代社会にとって不可欠の要素であるがゆえに、フィランソロピーの現代的意義を考える際、このことを忘れてはならない、という視座を持っている点にある。

もう一つは、福祉を安上がりに抑えるためではなく、そもそもわれわれが暮らしてきた近代は福祉社会を構成して来たのであり、そのあり方は当該の社会と時代において、多様な種差をもった、政府・地域社会・企業・家族等々という福祉エージェントが活動するものであり、われわれはその福祉社会の再建を構想する一環として、フィランソロピーを位置づけようとしている点にある。

また、英国保守党首のキャメロンのいう「ビッグソサエティ」という理念、すなわち、中央から地方への権限を移譲するとともに、地方の行政サービスは、ボランティアや地域コミュニティが支えるという社会の創造という理念には、「民間非営利の自発的な公益活動」の活用が組み込まれている。また、そこには市場をベースとし、CSRに配慮した企業活動の活性化といった観点も含まれるであろう。急速に進む、わが国の少子高齢化社会においても、こうした方向性は参照されるべきであるが、上のような政府主導型の仕組みではなく、他方で、社会的経済Social Economyに繋がる連帯経済的な要素もまた、考え得るだろうし、福祉社会の再建という目標を想起するならば、多様な福祉エージェントの一環として、フィランソロピーの重要性が明らかになるであろう。

付言しておけば、われわれはフィランソロピーが社会問題の解決に寄与したと考えるが、問題を根本的に解決したとは考えていない。フィランソロピーは、あくまで「民間非営利の自発的な弱者救済行為」（行為の主体は個人・企業家・組織を問わない）であり、すべての人の救済や、すべての問題を解決する義務を負ってはいない。国家福祉と比べれば、資金規模は小さいが、機動的で柔軟に対応できる、民間の自発的なセーフティネットなのである。

（おかむら・とよみつ 九州産業大学経済学部教授）